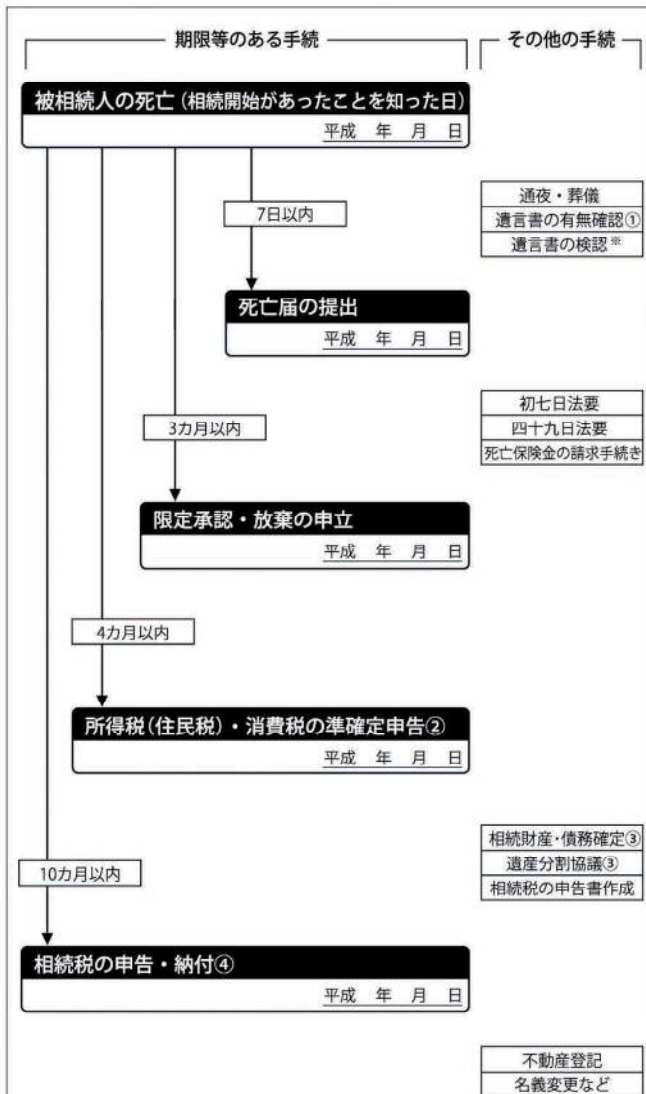


知っておきたい！ 相続のはなし ⑩

意外と短い！ 相続開始から申告期限まで

執筆／野原 雅彦 (野原税理士事務所)

相続税の申告10カ月以内に



※公正証書による遺言書の場合には、家庭裁判所による検認は不要です。

【相続税の基礎控除】 (被相続人の亡くなった日で判断する)

- ①平成26年12月31日まで
5000万円 + (1000万円 × 法定相続人の数)
- ②平成27年1月1日以降
3000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)

最終回の今回は相続開始後のスケジュールについて、相続税が発生するご家庭を前提に、相続の流れとその手続きを、税金面から簡単にまとめました(左図)。本文と照らし合わせてご覧ください。スケジュールは想像以上にタイトですのでご注意ください。

まず遺言書の有無を確認
亡くなった方(被相続人)が法的に有効な遺言書を残しているかどうかで手続き面は大きく異なります。まずは、遺言書の有無を確認してください(左図①)。

相続の流れと手続き

相続税の準確定申告を
被相続人が所得税等の確定申告を行っていた場合、4カ月以内には相続人が被相続人の確定申告を行う必要があります。これを準確定申告といいます(図②)。

相続財産・債務を確定し遺産分割協議へ
被相続人の方が所有していた財産を、税法のルールに従って一つ一つ評価し、相続税の計算を行います(図③)。一般の方にとつて、相続税の財産評価はあまりなじみがないかと思うので、税理士等に相談した方が良いでしょう。

期限内に申告しないと税金が追加に
相続税の申告は10カ月以内に行う必要があります(図④)。それまでに遺産分割協議がまとまらない場合、遺産未分割の状態で相続税の申告を行うことになり、未分割だからといって相続税の申告期限が延長されることはありません。なお、期限内に申告しなかった場合、無申告加算税や延滞税といった税金を追加で払うこととなります。ご注意ください。

また、相続税の申告は必ず必要なのか、とよく聞かれるのですが、基礎控除(左下表)以下の遺産しかない場合には相続税の申告は必要ありません。

※本連載は終了します



のほら・まさひこ / 東京の大手税理士法人で実務を学んだ後、父・野原茂男の後を継ぎ、兄の野原信男とともに那覇市久茂地にて野原税理士事務所を開業中。セミナー等の実績も多い。☎098(863)6267 <http://2n-taxoffice.jp/>